

第27回 東京弁護士会人権賞 受賞

小野寺 利孝会員

「政策形成訴訟」—個別の紛争にとどまらない政策形成機能を果たす民事訴訟のことをいいます。2012年度の東弁人権賞を受賞した小野寺利孝弁護士は、その単語がなかった時代から、半世紀近くにわたり、一貫して政策形成訴訟に取り組んでいらっしゃいました。訴訟で個別の権利を実現するだけでなく、その問題の起きた社会構造に目を向けて、マスメディアの報道も経て、世論を形成し、政治家に働きかけて、抜本的な解決を図ってきた足跡に、学ぶところの多いインタビューとなりました。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)

小野寺 利孝 (おのでら・としか)

1967年4月弁護士登録(19期)。東京弁護士会入会。どぶ川訴訟、安中公害訴訟、トンネルじん肺・首都圏建設アスベスト訴訟、中国人戦後補償・中国残留孤児国家賠償請求訴訟など、長年にわたり多くの集団訴訟弁護団で中心的に活動を行う。東日本大震災後は、福島原発被害弁護団の共同代表に就任。

—まず、弁護士を目指した経緯を教えてください。

小野寺：私は母子家庭だったのですが、高校卒業時に母親が病気になり、大学進学をあきらめて、東京の証券会社の面接を受けました。東京で就職して夜間でも大学を受けたいと思い、必死でした。一緒に面接を受けた子は、いろいろ聞かれていました。でも、私が自分のことも聞いてほしいと言ったら、「あなたの家は離婚して、お母さんが育ててくださったんですね」と言われ、そうですと説明しようとしたら、「はい、結構」と、非常に冷たい扱いを受けました。それが、貧困で離婚した母子家庭の少年が初めて社会的差別に直面した原体験です。

その後、地元の化学工場(上場企業)に高卒の正社員として就職しました。しかし、私の上に短大・大学・大学院卒がいて、下には中卒、非正規採用がいて、ものすごい差別構造がありました。

もう生きていくことがわからなくなりましたが、たまたま母親の病気が回復したこともあって、やはり大学に行きたいというので、中央大学法学部に入りま

した。そのとき、自分がやろうと思ったことをやれる仕事は弁護士ぐらいだという母からのアドバイスもあり、弁護士にでもなろうかと思いました。

大学2年の後半に桜木澄人先生の刑法ゼミに入り、ヨーロッパや日本の近現代史を学んで、自分を七転八倒させた差別や理不尽な支配が生み出される社会構造が理解できました。そのときに出会ったのが、憲法と弁護士法第1条でした。自分と同じように苦しんでいる人たちに寄り添い、その人たちが人間らしく生きる道筋を見つけていく。そういう一人ひとりの人権を擁護できる弁護士は素晴らしい存在だと思い、本音で弁護士になりたいと思いました。

それで必死に勉強して、大学4年生で司法試験に受かりました。

— 弁護士になって最初の頃に「どぶ川訴訟」を手がけられたということですが、どのような事案だったのですか。

小野寺：当時、北区・江戸川区など下町には、住宅街の真ん前に1メートルくらいのどぶ川があって、子

どもたちがよく転落して亡くなっていました。裁判で争われたケースもあったのですが、だいたい親の監護の責任とされて敗訴し、勝訴しても、過失割合が7割とか8割にされていました。さらには、親御さんが警察で取調べを受けて、送致されていた時代でした。

弁護士2年目のときに相談を受けたのですが、その親御さんは、4人ぐらいの弁護士に相談に行ったけれども、費用倒れになるからやめろと言われたということでした。親御さんは、私を前にして、「受けてもらえないなら、区長を殺して子どもの仇を討つ。でも、自分はそれがいいとは思わないから、弁護士を訪ねてきた」と言いました。それで、まずは現場に行ってみましょうと、現場に行ったところから始まりました。

現場は想像を絶する危険な状況でした。生活用水を全部どぶ川に流し、荒川に流して、そこに荒川から材木やがらくたが逆流してきて水面を覆っていて、一見ごみの山みたいでした。柵もなく、一歩入れば、ずぼっと落ちてしまいます。

棒を突き立てて1メートルぐらいのヘドロの深さを測っていると、近所の人たちが来て、亡くなった子は自分たちが知っている中で3人目だと言われました。

前に亡くなった子のお母さんに話を聞くと、どぶ川の近所で遊んだらだめだと言ったのに遊んで落ちたと。自分の子どものしつけが悪かったと思っているわけですね。

— ひどい状況ですね。

小野寺：現場調査を重ねて被害の実相を深めていけばいくほど、それをもたらした加害の構造が明らかになっていきました。

どぶ川を管理しているのは北区で、「公の営造物」です。その北区が、子どもが3人死んで、ようやくふたを掛けようとか、埋めようという議論になっている。高度経済成長で発展していく過程で、いろいろな公共施設をつくるけれども、一般市民が生活している場で危険などぶ川は放置されているわけです。子どもの

命を守る問題は二次、三の次で、自己責任という状況であることがわかりました。

— 訴訟に向けてどのような取り組みをなさったのですか。

小野寺：1人で立ち向かうのは難しいと思い、私は19期ですけど、21期の修習生に呼びかけました。たった1人のどぶ川転落事故だけでも、構造的には今まで何百人という子どもたちの命が奪われ、自己責任にされてきたと。本来は加害責任が問われてしかるべきだし、加害責任が明確になれば、世論や、政治も、二度とこういう悲劇を起こしてはならないということになる。だから、この1人の裁判で勝つことは、過去の何百人の犠牲者の親御さんたちの気持ちを救うことになると同時に、このまま放っておけば亡くなるであろう何百人の子どもたちの命を守ることに。それで、21期の人たちが弁護士登録する前から、一緒に勉強会や事故現場調査をしました。

江戸川区、葛飾区、足立区などのどぶ川でどれだけの子どもたちが亡くなっているのかを調べると、3年、5年で50人とか70人とか亡くなっているのが、次々とわかってきました。警視庁に照会すると、各区でこれだけの人が亡くなっていると教えてくれました。それを手掛かりにして現場調査を行いました。

そんなことで21期の新人さんと一緒に弁護団を組んで訴訟をしました。当時、交通事故訴訟で認められた最高の損害賠償額が560万円だったので、560万円を請求する訴訟を提起し、2年間法廷内外の裁判闘争で満額の請求認容判決を勝ち取りました。

— その訴訟の結果を、どのようにして行政に反映していったのでしょうか。

小野寺：裁判を起こしたということが報道され、裁判に勝ったということにより大きく報道されましたので、提訴前から判決までメディアを活用して深刻な社会問題として提起しました。それで子どもの命を犠牲にする行政はおかしいという世論が生まれました。

そういう中で他の地域にも波及していき、同じような

どぶ川の被害者たちが自分も闘いたいと訪ねてきました。別にお金が欲しいわけではありません。それまで自己責任にされていたのが、実は自分のいとしい子の命を奪ったのは行政であることが明らかにされることによって、冤罪が晴れるような気持ちになるんですね。それで次々と裁判を起こしていきました。

裁判では過失相殺が最大の争点ですが、最初の事件で過失相殺がゼロだったのが先例になって、被告の過失相殺の主張はすべて権利濫用とされました。

それで各区がどぶ川政策を変えて、ふた掛け、網掛け、転落防止措置が取られるようになりました。

ただ、1つの区の財政だけでは、全面的な安全対策の取り組みは難しかった。そこで、住民や地方議員の力も借りて、美濃部都知事の対話集会までもっていきました。美濃部さんは、子どもたちの遺影を前にして親御さんたちが訴えるのを聞いて、すべてのどぶ川で安全対策をすと言いました。

数年かかり、すべてのどぶ川について、暗渠化を原則とし、暗渠できないほどの大きさなどぶ川にはネットフェンスをしました。今でも中小河川に行くと、住宅街では、全部ネットフェンスが張ってありますよね。昔はあれがなかったんですよ。

——それはすごい成果ですね。

小野寺：たった1人の被害者の、普通の市民事件と言ってもいい事件でしたが、被害を掘り下げていって加害の構造まで明らかにすると、人権侵害ということで普遍性が出てきます。そうすると周りの人たちにとっても我が事になり、社会的支持も受けるようになります。そして、それまでは被害者の自己責任ということで安穩としていた行政が、今度は自分たちの責任を問われるようになります。

その頃は政策形成訴訟という言葉はありませんでしたが、私のやってきたことは、46年間同じです。

それは私のオリジナリティではなくて、4大公害訴訟で公害被害者救済と公害防止を実現したのが原点です。薬害訴訟で救済システムをつくらせたのもそう

です。それを、学者たちが、現代型訴訟とか近年では政策形成訴訟と規定したのですね。

——政策形成訴訟という面を強調すると、裁判所が消極的になることはありませんか。

小野寺：目の前の被害者・原告を救うのが本来の司法の機能であって、判決をテコに政治を変えることを意識するのは、三権分立の中では間違っているという考えですね。裁判官がそのような考えに縛られているというのは、今でもあると思います。

でも、現代型訴訟が50年ぐらい蓄積してきて、客観的に見れば、あの司法判断があったからそれまでの誤った政治が変わったということはたくさんあります。「人権の砦」であるべき司法がそういう機能を果たしてきたことは何も悪いことではありません。

——訴訟活動の中で、政策形成訴訟であることを具体的に強調するのですか。

小野寺：首都圏建設アスベスト訴訟は、昨年12月5日に東京地裁で一部勝訴判決を獲得しましたが、その第1回法廷では、弁護団長として政策形成訴訟であることを強調した法廷弁論をしました。

原告たちは、自分に対して国や建材メーカーに賠償を求めたいのは当然だけど、自分たちだけが賠償を取ればいいということではないと。何万人、何十万人という潜在的なリスクを負って働いてきた建設従事者が安心して働けること。万が一、アスベストにより中皮腫や肺がんになったら、安心して治療に専念できるような補償制度がつくられることを願っているのだという弁論をしました。

判決は、一部勝訴でしたが、被告でないゼネコン業界の責任にまで言及した「付言」がありました。建材メーカー、ゼネコン、住宅メーカーも含めて、救済措置を政府ともども検討すべきだと。単に原告の被害を何とかしてくれというだけの訴訟活動をしていたら、裁判官はああいう認識にはならないと思いますね。

そういう意味で、被害の実相だけではなく、加害の構造を全体的に明らかにする訴訟活動は大切だと思います。

——政策形成訴訟としては、中国残留孤児訴訟も手がけられたということですね。

小野寺：中国残留孤児訴訟は、全国15の裁判所に起こされました。獲得目標は、残留孤児の支援法の抜本的な改正で、そのために国の棄民政策の構造的な違法性を問いました。

「孤児」の皆さんは、私の前に13～14人の弁護士に相談したそうですが、「そんな勝てない裁判は、無責任にできない」と、全部断られていました。

日本語を話せない彼らは、「あんたは本当に日本人か、中国に帰れ」と言われるような、認知されていない存在でした。約2,500人いるわけですね。私は、東京で600人、700人で裁判を起こすだけではなく、全国各地で共通な要求で立ち上がって、2,500人のうちの8割以上の「孤児」が裁判の原告になって提訴する事態になったら、政府も安閑としていられないと考えました。裁判所も、国の法的責任を断罪する判決が求められていることを真剣に考えるようになるだろうと。

現実には、勝訴判決は神戸地裁の1件だけでしたが、それまでに各地の裁判を通じて中国残留孤児の棄民政策の非人道性が明らかになり、世論を動かし、政治家にも働きかけていたこともあって、当時の安倍政権に対し与党PTを通して政治解決すべしという問題提起をもたらしました。東京地裁等では負けたのに、この裁判闘争が政治を動かし、立法的に「孤児」たちの全面解決要求を実現しました。

——東京地裁で負けたにもかかわらず政治が動いたのは、どういう背景があったのですか。

小野寺：1つは、前年大阪地裁で、非常に冷たい敗訴判決が出たのですが、新聞各社の夕刊、朝刊に、「冷たい司法」という批判が1面トップで載り、社説でも「司法がだめなら、政治の出番だ」と書かれました。

それで、判決の翌日に院内集会があり、超党派の議員連盟がつくられました。政権与党の自民党、公明党でも、「孤児」問題プロジェクトチームをつくって、政治解決へ向けての動きが生まれました。

その後、神戸地裁が勝訴判決を出しました。国の棄民政策の違法性を問うた訴訟で、国による自立支援義務の不履行を違法と認定し、金額的には低かったですけど、賠償を命じたんですね。

私たちは東京地裁でも勝つと思っていましたから、それをきっかけに総理指示を出してくださいという話をしていました。しかし、翌年東京地裁で負けてしまったわけですね。自民党、公明党のPTの議員さんたちから、「勝つ、勝つと言っていたのに、何だ」と言われましたが、「だけどこっちはもうやるよ」ということで、安倍総理に解決指示を出していただきました。

——政治主導が出る下地を作っていたわけですね。

小野寺：そのためには国民的な世論をつくる必要があるというので、提訴のときに100万人署名運動を目標にしました。残留孤児は天涯孤独ですから何の組織ありませんが、あらゆるところに訴えに行きました。誰もが無理だろうと言っていたのが、110万人を超える数になりました。この世論の風というのは、やっぱり国会議員は感じるわけですね。

国会議員が動いたのは、神戸判決による世論の変化はもちろん大きいのですが、それ以前の敗訴判決で生まれたメディアによる世論の変化と政治による責任自覚の高まりは、決定的だったと思います。

——世論を形成するときに鍵になることは何でしょうか。

小野寺：被害当事者の訴え、つまり被害の実相だろうと思います。理屈じゃないと思いますね。

現在、福島原発被害問題の弁護団をやっていますが、震災直後は、福島県いわきの出身なので、自分がやらなければという思いと、70歳を過ぎて今やっている事件を仕上げなければならないのに、新たに原発問題をやるのは無責任ではないかという思いがあり、

2カ月ぐらい悩んでいました。

ところが、昔、常磐炭鉱夫じん肺訴訟と一緒にやった弁護士の激励にいわき市に行った際に、それまでずっと福島原発の危険性を訴える市民運動をしていたお二人に会いました。このお二人から「こういう事態が起こってはいけないと思って運動してきたのに、こうなってしまうと、本当に悔しい。でも自分たちはあきらめないで、徹底的に国と東電の責任を追及して、自分も被害者だけど、他の被害者たちが人生に希望を見いだせるだけの支援をしていきたい。ついては、将来生まれるであろう被害者組織の顧問弁護士になってくれ」と言われました。

こういう話を聞いてしまうと、もうやるしかないという話になりますよね。

私が、弁護士たちに今お願いしたのは、被害者に会ってくれというだけです。「被害者に会って欲しい。仮設住宅に行って法律相談に応じて欲しい」と。その中からどうしたら被害者の権利救済ができるかを考えて欲しい。被害者の訴えにどれだけ多くの人が共鳴するかに掛かっているんだろうと思いますね。

——話が変わりますが、子ども向けの憲法の本を何冊か書いていらっしゃるんですね。東弁でも最近は憲法も含めた法教育が盛んですが、子どもたちに憲法的な理念を伝えていくことについて、どのようにお考えですか。

小野寺：30年くらい前に、『高校生のための現代社会』というシリーズで、『人権一人間の尊厳をもとめて』という本を書きました。そこで、人権を考えるために、どぶ川訴訟や安中公害事件、過労死事件といった具体的な事件を高校生の身の回りにある問題としてコンパクトにまとめました。過労死というとサラリーマンの問題と思われませんが、子どもたちの親が過労死をしている時代なんですよ。

その一つ一つは局地的な、あるいは個人的な事件ですが、人権侵害ととらえると普遍性を持ちます。被害者がこの人権侵害を許さないということで立ち上がって、それを多くの人が我が事と受け止めて、

人権の確立を目指していく。人権は、国から与えられたものではなくて、歴史的にたくさんの人権闘争の中で確立されてきたものであると同時に、今もなお人権闘争の中で新しく創造していくものです。そういうのが身の回りでもたくさんあることを伝えたいと思って書きました。

これを読んだ出版社の編集者から、小学校高学年向けの本を依頼されました。その編集者から教えられたのは、やさしく書けば子どもに伝わるわけではない。子どもたちには、事実をしっかりと提示し、権利については歴史や現代的な意味をきちんと伝えるべきだと。それは、子どもが読むだけではなくて、親や教師も読む。教師が読んでストンと理解できなければ、子どもも理解できないということです。

——子ども向けだからといって、簡単にすればいいわけではないのですね。

小野寺：ある高校で人権の講演をした際、校長先生から、その高校で前年に医者が「喫煙と癌」というテーマで講演をしたら、3分の1ぐらいの生徒が騒いで、講師が怒って途中で帰ってしまったので、覚悟してくださいと言われました。ところが、私の人権についての話では、そうはなりません。

子どもだから子ども向けの話をするというのではないと思います。私は、ある小学校の5、6年生に話したときも、さっきのどぶ川訴訟の話をしました。その後、学級新聞が送られてきたんですが、「弁護士になりたいと思った」、「憲法を勉強したい」と書いてありました。

——それは、うれしいですね。

小野寺：やっぱり被害の持つ重み、被害者の思いが子どもたちをも動かしていくんだろうと思います。

東弁でやっている憲法出前講座も本当に素晴らしい企画だと思います。そういう中から、人権感覚を持って、弁護士や裁判官、検察官になろうという人も出てくるといいですね。